

## 令和8年6月1日以降

### 新規に「特定金属くず買受業」を営もうとする方へ

(令和8年6月1日時点で、既に特定金属くず買受業を営んでいる方は、令和8年8月31日までに届出が必要となります)

#### 【特定金属くず買受業とは】

主として銅からなる金属くずを買い受ける事業者(個人)となります。

#### 【届出について】

- 営業所の所在地を管轄する警察署長を経由して、特定金属くず買受業を開始する前日までに、一通の開始届出書を提出してください。  
※ 届出書や記載例、届出に関する注意事項等は、「警視庁ホームページ」→「手続き」→「特定金属くず買受業」に、申請様式一覧(記載例等)に添付していますので、そちらを確認してください。
- 営業所ごとに当該営業所の所在地を管轄する公安委員会に対して届出が必要になります。  
同一の都道府県内で複数の営業所を設ける場合は、それぞれの営業所ごとに届出を行う必要があります。  
(東京都内で複数の営業所を設ける場合の届出は、複数営業所のうちいずれかの営業所を管轄する警察署長を経由して、まとめて届出をすることが出来ます。)
- 営業所を設けずに行商のみを行う者については、その住所又は居住を営業所とみなして営業所と同等の責任の所在場所となります。  
※ 届出をしないで特定金属くず買受業を営んだ場合は、6か月以下の拘禁刑若しくは100万円以下の罰金、又はこれが併科されます。

#### 【届出後に特定金属くず買受業を営む際の注意点】

- 買受ける際の、相手方の本人確認
- 本人確認記録の作成
- 取引記録の作成
- 本人確認記録・取引記録の保存

等をするようになります。(詳細にありましては、リーフレットを発出しています。)

「警視庁ホームページ→「手続き」→「特定金属くず買受業」→「お知らせ」→「令和8年6月1日盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律の全部施行について」内にあるリーフレットの確認をお願いします。